



ゴールデンウィークにおける口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ等の防疫対策の強化について

口蹄疫は韓国や中国等で、高病原性および低病原性鳥インフルエンザは、中国、台湾、韓国等の近隣諸国で依然として継続発生しています。

ゴールデンウィークを迎えるにあたり、人・物の移動が増えることから、口蹄疫ウイルス等の侵入するリスクは高くなると考えられます。

家畜飼養者の皆様は、発生国への渡航を可能な限り控え、渡航の際は細心の注意を払い、自家農場については、農場入場者の渡航歴の確認、農場に入る人・物の消毒徹底等、**飼養衛生管理基準を守ってくださるよう**お願いします。

また、もし渡航される際には以下の点に留意してください。

海外渡航に当たっての留意事項

- 1 家畜市場、農場、と畜場等の**畜産関連施設に立ち入らないこと。**
- 2 **動物との不用意な接触は避けること。**
- 3 **肉製品等を日本に持ち帰らないこと。**
- 4 帰国の際には、到着した空港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、**家畜防疫官の指導を受けること。**

帰国後の留意事項

- 1 飼養衛生管理基準に基づき、**帰国後一週間、必要がある場合を除き、衛生管理区域に立ち入らないこと。**
- 2 **海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこと**とし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他の措置を講ずること。

飼養衛生管理基準要点

- 1 伝染病の発生予防に関する**最新の情報**を把握する。
- 2 衛生管理区域への病原体持込みを防止するため、
①**手指、靴の消毒・交換** ②**関係者以外立入禁止** ③**食品残さは加熱後給与**
- 3 野生動物の侵入を防ぐ。
- 4 病原体に汚染されていない**清潔な飲用水**を給与する。
- 5 **畜舎、器具を清掃し、定期的に消毒**する。
- 6 家畜の**健康観察**を行い、異常があった場合はただちに**獣医師に連絡**する。
- 7 **衛生管理区域への立ち入りに関する記録**を作成する(立入した人を記帳する)。

鶏舎全体を防鳥ネットで覆った事例
(ファスナー開閉による入退出)



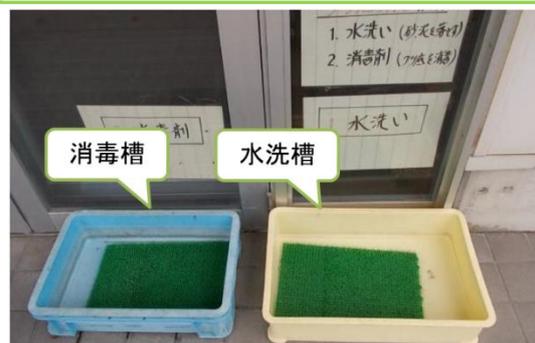
畜舎周辺の除草、消石灰散布



単管バリケードで境界を区分



衛生管理区域に入る前の踏み込み消毒槽



家畜に異状が見られたら、ただちに

青森家畜保健衛生所 にご連絡ください

電話:017-764-1744

夜間・休日:090-2274-0474